

■有価証券関係

(1) 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種類	平成23年9月30日			平成24年9月30日		
		中間貸借対照表計上額	時価	差額	中間貸借対照表計上額	時価	差額
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	1,659	1,665	6	380	384	4
	その他	—	—	—	—	—	—
	小計	1,659	1,665	6	380	384	4
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	500	491	△8	400	397	△2
	その他	—	—	—	—	—	—
	小計	500	491	△8	400	397	△2
合計		2,159	2,157	△1	780	781	1

(2) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式等

(単位：百万円)

	平成23年9月30日	平成24年9月30日
	中間貸借対照表計上額	中間貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	107	107
関連法人等株式	6	6
投資事業組高出資金	672	559
合計	786	672

(注) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式等については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものです。

(3) その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	平成23年9月30日			平成24年9月30日		
		中間貸借対照表計上額	取得原価	差額	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	19,156	7,603	11,553	20,474	7,096	13,378
	債券	427,766	416,559	11,206	448,852	438,744	10,108
	国債	81,569	78,774	2,794	91,963	90,335	1,628
	地方債	255,708	249,651	6,057	266,889	260,361	6,527
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	90,487	88,133	2,354	89,999	88,048	1,951
	その他	7,807	7,642	165	15,369	15,205	163
	小計	454,730	431,806	22,924	484,696	461,046	23,650
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	11,272	16,559	△5,286	9,507	12,732	△3,224
	債券	118,125	118,537	△412	73,501	73,748	△247
	国債	76,007	76,208	△201	63,345	63,428	△83
	地方債	39,274	39,457	△183	5,528	5,542	△14
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	2,844	2,870	△26	4,627	4,777	△149
	その他	39,624	43,792	△4,167	35,665	41,051	△5,385
	小計	169,022	178,889	△9,866	118,674	127,532	△8,858
合計	623,753	610,695	13,058	603,371	588,579	14,792	

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

(単位：百万円)

	平成23年9月30日	平成24年9月30日
	中間貸借対照表計上額	中間貸借対照表計上額
株式	1,701	1,653
その他	90	67
合計	1,791	1,720

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(4) 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

前中間期における減損処理額は、462百万円（全て株式）、

当中間期における減損処理額は、3,783百万円（全て株式）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は以下のとおりであります。

- (1) 中間期末日の時価が取得原価の50%以上下落した銘柄
- (2) 中間期末日の時価が取得原価の30%以上50%未満下落し、かつ下記ア、イ、ウのいずれかに該当する銘柄
 - ア 時価が過去2年間にわたり、常に簿価の70%以下である場合
 - イ 株式の発行会社が債務超過の状態にある場合
 - ウ 株式の発行会社が2期連続で損失を計上し、翌期も損失を計上すると予想される場合

■金銭の信託関係

1. 満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

該当ありません。